

保育所保育指針改定と保育士養成指定科目との関連 －「保育内容総論」「領域 人間関係」を中心に－

高砂 朋子*, 永谷 孝代**

要約

2017年3月「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改定、告示（2018年4月施行）された。この3法令が同時に改訂されるのは今回が初めてである。平行して、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領も公示され、2018年4月からは大規模な教育改革が行われる。こうした教育改革の中で、今回の改定では3法令の整合性を図るとして、「幼児期までに育ってほしい姿」の10項目が新しく記載された。10項目で掲げられた子ども像はこれまで保育所で求めてきた子ども像との違いがあるのかを第一に比較検討した。また、第二で保育所保育指針と保育士養成課程の変更点を検討し、第三に、指定保育士養成施設において、今回の改定内容を授業の中でどのように反映させているかを「保育内容総論」「人間関係」の分野で学生の反応も含めて検討した。保育所は「養護と教育を一体的に行う」ことを特性として、保育所でも教育内容を深めている。「育ってほしい姿」を「あるべき姿」として無理やり近づけるのではなく、これまでの保育を構築しながら深めていく事の重要性と学生が実習の中で学んでくる子どもの姿から、学びを深めてきた本学の教学精神を深めていく事が今後も重要であると考えた。

キーワード：保育所保育指針改定、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、子ども像、指定保育士養成施設、養護と教育の一体

2017年9月29日受理（教育研究）

はじめに

2017（平成29）年3月31日、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂（「保育所保育指針」は改定）、告示（2018年4月施行）された。この3法令が同時に改訂されるのは今回が初めてである。平行して、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領も公示され、2018（平成30）年4月からは大規模な教育改革が行われる。こうした教育改革の流れの中で、就学前の子どもの教育のあり方も大きく変容しようとしている。

指定保育士養成施設の目的は、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門的職業

としての保育士を養成することである。そのため保育に関する専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見を養うために必要な幅広く深い教養を授ける高等専門職業教育機関と位置づけられている。

教育課程の編成に当たっては、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することとして明文化されている。また、保育内容については、保育所保育指針（以下、指針という）における保育の内容を考慮して、保育所保育の特性である養護と教育が一体となった保育の内容が習得できるよう、科目の開設に配慮することとされている。¹

*大阪健康福祉短期大学
連絡先：高砂 朋子
〒590-0075 堺市堺区南花田口町2丁3-20
大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科
E-mail: t.takasago@kenko-fukushi.ac.jp
**大阪健康福祉短期大学

保育士養成の教育課程については、指針の改定に伴いさまざまな改善や変更がこれまでもなされてきた。今回の改定に伴い、新指針が現行指針に比べてどこがどのように変わったのかという変更点とともに、新指針の問題点や課題を明らかにしながら、筆者らの担当する授業科目の教授内容についてどのように影響を与えているかの検討を行った。

新指針の重要な改定の方向性は以下の3点である。

- ①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- ②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- ③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

指針の特性である「養護と教育を一体的におこなうこと」について最初の指針から変わっていないものの、今回の改定では「養護」は保育所保育の基盤であり、指針全体にとって重要なものであることから「総則」に示されている。その中で養護に関する基本事項として、その理念や養護に関わるねらい及び内容が明示されている。その一方総則には幼児教育施設としての共有事項として「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も具体的に示されている。子どもの主体的な遊びを保育内容として重視する視点は変わらないものの、現行指針以上に小学校教育への接続を強く意識した内容になっている。

保育の場では「現在を生きる子ども」の気づきから遊びを発展し、共に育ちあう保育内容の展開やプロセスが重要である。特に、乳幼児期の子どもの現在をありのままに受け止め、その心の安定を図りながらきめ細かく対応していく養護的側面は乳幼児期を通じて大切であると考えられる。

以上に述べた視点や授業での学生の学びもフィードバックしながら、担当科目の教授内容の検討を行った。教科目については、指定された必修科目のうち、筆者らが担当する「保育内容総論」と「領域人間関係」を取りあげる。

第1章 保育所保育指針の改定の変遷

3法令の中でも「保育所保育指針」について、改定の背景及び改定内容について述べる。

(1) 2008年「保育所保育指針」の改定の背景とポイント

保育所保育指針は1965（昭和40）年に制定され、1990（平成2）年、1999（平成11）年、2008（平成20）年とこれまでに3度の改定が行われている。

1) 改定の背景

2008（平成20）年に改定された現行指針の改定の背景について、保育所保育指針解説書では、「家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなったり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど子どもの生活が変化する一方で、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されている」とし、「保育所への期待が高まり、質の高い保育が求められている」と説明されている。（序章1.（2）改定の背景）

当時、政府は「少子化問題は国の活力にもかかわる問題」として、2008（平成20）年には「子どもと家族を応援する日本重点戦略」^(注1)を取りまとめ、「①結婚や出産・子育てに関して国民の希望を実現するために働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 ②親の就労と子どもの育成の両立と家庭における子育てを包括的に支援するための『新たな次世代育成支援の枠組』の構築」の二つの取組を「車の両輪」として進めた。その目標として「新待機児童ゼロ作戦」^(注2)が展開された。新待機児童ゼロ作戦の基本方針では「希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるようにするため、質と量の両面から保育施策を充実する」²として、保育サービスの量的拡大のため、家庭的保育や地域の実情に応じた保育の提供手段の多様化が図られた。

一方、「地方分権改革推進委員会」^(注3)の第1次勧告では「急速な少子化、男女共同参画、就業構造の変化等のなかで、幼児教育・保育に対するニーズが多様化し、幼保一元化の方向が求められている。（中略）また、保育所への入所が『保育に欠ける』要件のみで決まるといって『措置』的な性格を見直すなど、保育サービスの提供について地方の自由度を拡大し、地方自治体が地域の実情に応じ子育て支援策を実施できるようにすべきである。」³として、「保育所入所要件の見直し」「直接契約方式の採用」「地域の実情に応じた子育て支援策」の検討が進められた。このように、現行指針に改定された当時は、高まる保育ニーズと待機児童問題の深刻化により、入所枠確保に向け、保育分野へ

の企業参入や直接契約制度の導入、幼保一体化など、戦後築いてきた公的保育制度の根幹からの見直しが検討されてきた背景がある。

2) 改定のポイント

現行指針では基本的考え方として、「①保育所保育指針を大臣告示として定めた ②保育所の質の向上のために基本事項を大綱化した ③保育の内容に関する事項と保育の内容を支える運営に関する事項を整理した ④保育所指針の明解性を高めるために内容、記述の見直しをした」以上の4点を特徴としている。指針が大臣告示として定められたことで、「保育指針に規定されていることを踏まえて保育を実施しなければならない」とし、「①遵守しなければならないもの ②努力義務が課されるもの ③各保育所の創意工夫や裁量を許容するもの」の規定を明確にした。(序章2. 改定にあたっての基本的考え方) 各保育所の質の向上のため創意工夫を促すとしているが、告示化によって保育内容についての法的拘束力は強まったと言える。

また、改定の要点として、「養護と教育を一体的に行う」ことを保育所の特性とし、「環境を通して子どもの保育を総合的に実施する」「保護者に対する支援を行う」ことを明記した。その上で、第3章「保育の内容」で保育所は養護と教育が一体となって展開される事を留意するために「養護」と「教育」のねらい及び内容が記載された。

また、第2章「子どもの発達」の項では「発達過程」として発達のプロセスが記載された。第4章「保育の計画及び評価」では「保育計画」から「保育課程」に変更し、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を作成することが求められた。(序章3. 改定の要点)「保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。」(第4章 保育の計画及び評価)とし、保育内容等の自己評価という項目が新しく付け加えられた。

現行指針に改定された当時、筆者は保育士として保育所に勤務していたが、解説書は発行されたものの、各保育所には十分な研修や説明もなく、「保育課程」は市販されている保育士関連テキストのフォーマット等を参考に戸惑いながら作成した。その中で、地域の子育て実態や地域状況など、子どもを取り巻く様々な環境を考慮しての保育のあり方や保育所の果たす社会

的役割、保護者のおかれている背景を視野に入れた保育の見直しが行われた。宍戸は、現行指針の改定に伴って以下のように述べている。子どもたちが主題(テーマ)のもとに主体的に「なぜ」「どうして」と考えあいながら、保育士と協同して活動を作り上げていく創造的なカリキュラムは、結果よりも取り組みの過程に重点をおいたカリキュラムであり「プロジェクト型カリキュラム」と位置づけて、子どもが主体的・創造的に活動に取り組む過程そのものの重要性を説いている。そして、環境構成型保育と設定保育型保育、プロジェクト型保育の三つのカリキュラムが否定しあうのではなく、相互の特性を生かした相互関連的な関係をどうつくるのかと言うことが、これからの課題となると提起している。⁴

「保育課程」「指導計画」の作成を契機に、「保育の質とは何か」や「子どもが主体的にかかわる保育内容」についての議論が保育所でも進められた。指針で示す子どもの「現在」を出発点に、保育士や友だちと一緒に作る保育のプロセスを大事にした実践の交流も広がった。しかし、一方で、深刻化する待機児童解消のために、配置基準の基準引き下げや自治体独自の規制緩和など、保育所を取り巻く状況は一層厳しくなった。

(2) 2018年「保育所保育指針」の改定の背景とポイント

1) 改定の背景

2017(平成29)年3月31日に告示された「保育所保育指針」について述べる。改定にいたる社会的背景については「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」⁵で次のように報告されている。

「平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されるなど、保育をめぐる情勢が大きく変化している。」として、地域社会の変化や子育て期にある親の働き方の変化などから「就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。児童虐待も後をたたず、大きな社会問題になっている。」その中で、「保育所利用者数が1・2歳児を中心に大きく増加したことにより、待機児童対策として小規模保育等の地域型保育事業が新しく制度として設けられた事など、多様な保育のあり方についても議論を深めることが重要になってきた」等の背景を踏まえて、改定の議論が進められてきたとされている。

一方、無藤^(注4)は「認定こども園ができる前の時代は、幼稚園と保育所に行く子どもの割合は幼稚園55%、保育所45%で、ざっくり半々という状況でした。これは幼児教育を受ける子どもは、日本全体でおよそ半分ということです。(中略)日本の半分の子どもたちが幼児教育を経験し、残りの半分の子どもたちが受けないでいいという理屈は成り立ちません。(中略)教育基本法第1条には『国家社会の形成者である国民を育てなければならない』という旨が明記されています。それに基づいて行われているのが、法的に学校である幼稚園における幼児教育です。』⁶として、幼稚園だけでなく、保育所や認定こども園の子どもも、幼稚園と同じ内容の教育を受けるのが当然だと主張している。

また、2017(平成29)年3月に、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の新たな学習指導要領が公示され、「保幼小連携など学校間の接続」の項が設けられ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫する」「幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施する」など、幼児教育と学校教育の間の「接続」を意識することが求められている。

このような背景を踏まえると2018年の改定は、「幼稚園における教育」を「幼児教育」として位置づけていることが伺える。現行指針にも「養護と教育の一体」として教育のねらい及び内容が示されている。現行指針で示されてきた「教育」とは無藤のいう「幼児教育」とは異なるものであるのだろうか。次節に述べる「改定の方向性」を考察する事で、新指針における「幼児教育」の位置づけとめざす「子ども像」について検討する。また、保育士養成課程との関連について3章で筆者らの考えを述べる。

2) 改定のポイント

新指針の改定の方向性について、議論の取りまとめでは、「①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実 ②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ ③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し ④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性 ⑤職員の資質・専門性の向上」の5点が取り上げられている。①については、「1・2歳児の保育所利用率が2008(平成20)年27.6%に対して、2015(平成27)年には38.1%まで上昇し、3歳未満児の保育所保育の利

用が増えてきたこと」から、「この時期の保育をより積極的に位置づけていく」としている。⁷そして、現行指針の「3歳未満児の記載が読み取りにくい」との声を反映して、「乳児、1歳以上3歳未満児、3歳以上児」に項目わけして記載された。乳児期においては「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものとの関わり感性が育つ」「健やかにのびのびと育つ」の3つの視点から、保育の内容が盛り込まれた。また、小規模保育や家庭的保育の具体的な保育の参考になるように、少人数のグループ構成や年齢、月齢の一律区分だけでなく、発達状況に応じた構成を弾力的に行うことも強調されている。

②については、「いずれの施設に通う子どもについても、同等の内容で教育活動が確保される事」⁸が重要として、保育所保育の教育について、「幼児教育の一環としての保育所保育」として位置づけ、幼児教育として育みたい資質・能力について、幼稚園教育要領との整合性が図られた。幼稚園教育要領は「知識や技術の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性」の3つの柱に整理されている。

③④⑤については、現行指針にも示されている子どもの育ちや保護者支援のあり方、保育士の専門性について9年間の社会情勢の変化を踏まえてより深められて記載されている。また、改定の要点として、「養護に関する基本的事項」「保育の計画及び評価」については「総則」で示され、2008(平成20)年の改定で示された「保育課程」は「全体的な計画」と3法令の整合性が図られた。さらに、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として「育みたい資質・能力」の3項目及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10項目が盛り込まれた。

3) 改定の課題

改定の方向性として挙げられている①乳児・1歳未満児の保育に関する記述の充実と②保育所における幼児教育の積極的な位置づけについての考えを述べたい。

①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実について

汐見^(注5)は0・1・2歳児の記述が新設された理由として、「1つは3・4・5歳と0・1・2歳では保育・教育の課題や目標が少し違う」とし、「0歳児の保育のねらいと内容として3つの視点に整理した。その中味は5領域へと発展する」⁹としている。

乳児保育については、1960～70年代は「乳児は家庭で」という伝統的な育児感や家庭育児至上主義の政策が主流であった。乳児保育が特別対策として位置づけられたのは1987（昭和62）年である。以降、保育ニーズの多様化の中で、乳児保育の量と質の向上が求められてきた。こうした流れの中で、指針に記載が充実されることは一定の評価ができる。質の引き上げは、配置基準や施設設備の拡充、保育士の研修等による専門性の引き上げ等、保育所の条件整備も同時に行われる必要がある。しかし、指針において保育士の研修については触れられているが、配置基準や施設設備の拡充に関する記述はない。条件整備が行われないうまま、乳児保育の保育内容の記述が示されることは、保育現場の負担を増大させる事につながる事が懸念される。¹⁰

②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけについて

3法令の共通事項として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新たに盛り込まれた。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は「保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に卒園を迎える年度の後半に見られるようになる」とある。

言い換えれば「小学校入学前にはこのような子どもの姿に育ってほしい」とも受け取れる。「到達すべき目標でない」「個別に取り立たされて指導されるものではない」¹¹としているが、指針の中に具体的に記述されることで、保育所の到達目標として自己評価や第三者評価の基準に盛り込まれてくるのではないかという危惧がある。そして、懸念するのは、「育ってほしい姿」が「育つべき姿」になり、子どもや保護者・保育士に「求められる姿」になることである。

現行指針は「子どもは現在を生きる主人公」であるとして、「大人との深い愛着関係の中で命を育み、主体的に関わり、夢中になって遊び、達成感や豊かな感性・探求心・思考力を仲間とともに一緒に育っていく事が重要だ」ということが随所にちりばめられている。現行指針のめざす「子ども像」は「子どもは現在を生きる主人公」として「夢中になって遊ぶ子」と言えるのではないだろうか。それに対して、新指針に求める「子ども像」が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」であるならば、「10の項目」の中で、何回も繰り返し使われている「諦めずに最後までがんばる」「粘り強くやりぬく」子ども像を目指していると考え

られる。

保育所には家庭的に配慮・支援の必要な子どもや障害を持った子どももたくさん入所してくる。貧困や子育て困難な今の社会の中で子どもにとって保育所は安心できる居場所になっている。このように、個々の家庭的な背景を受け入れながら、一人一人に寄り添った保育を実施する事が児童福祉法で位置づけられた保育所の福祉的役割ではないだろうか。「10の項目」で求める「子ども像」は子ども・保護者・保育士にとって非常に高いハードルになる。

久田は保育実践の特徴について「何よりも、意図的で計画的な活動である」としながらも、「生きた生身の子どもを対象とする」がゆえに「保育者が就学前の子どもに意図的・計画的に働きかけて、あるいは子どもの働き返しにあって保育者も自分を問い直して働きかけなおしながら、子どもたちの成長・発達を促そうとすることにある」と述べている。さらに保育実践は「一回性と再現不可能性」を特徴とすることも指摘し、地域の実情や子どもの実態から出発することが重要であると述べている。¹²

従来、幼児教育は小学校以降の教育とは異なる幼児の発達特徴に起因する独自性を持つことを重視してきた。幼稚園教育要領においても、その教育内容は「教科」ではなく「領域」として示されてきたのはその表れである。今回の3法令の改定においても「領域」の位置づけは継承されたが、新指針の求める「幼児教育」は小学校との連携が強調される中、教科教育の「下請け」のための保育内容に偏重していくことが危惧される。また、これまでも保育所において、すべての子どもの最善の利益を保障するため「養護と教育を一体化」した実践が深められてきた。保育所で行われてきた「教育」は学校教育で求められる学力とは異なり成果として見えにくい。そのため、今回の改定を受けてあたかも保育所に教育が新たに導入されたかのように受け止められている側面もある。これまでに実践として蓄積されていることを体系的に理論化し、共通認識にしていくことが今後求められる。

第2章 保育所保育指針と保育士養成課程

（1）現行保育指針までの保育士養成課程の変更点

今般、新指針の改定に伴う保育士養成課程の検討が厚生労働省により行われており、今後教科目の教授内

容が示される。新指針を反映して教授内容とその方法を検討し、シラバスを提示しなければならない。指定保育士養成施設の教育課程では、保育内容の編成にあたり指針における保育内容を考慮して保育所保育の特性である養護と教育が一体となった保育内容が習得できるよう、科目の開設に配慮することとされている。そのため、本章では教科目の変更や教授内容の再検討など、指針改定の度にどのような視点や考え方から保育士養成課程の検討がなされてきたのか現在に至る変遷を簡潔に述べ、次節において述べる新指針における教授内容の検討に活かしたい。

指針改定の変遷は1章で述べたが、ここでは、これまでの指針の改定点とそれに伴う保育士養成課程の検討内容の変遷を以下に述べる。

1990（平成2）年の改定点は、保育内容の領域が、6領域から現行の5領域に改変された。これは、すでに告示化されている幼稚園教育要領が5領域編成であり、それとの整合性が図られたのである。また、乳児保育の一般化等をふまえて6か月未満児の年齢区分が設けられた。それに伴って、保育士養成課程の検討内容は、5領域による教育的内容を踏まえた教授内容の充実と養護に関わる基本的事項を踏まえた教授内容の充実、6か月未満児を含む発達に応じた保育内容の充実について検討された。加えて、保育士資格と幼稚園教諭免許の同時取得が促進されていった。

次に、1999（平成11）年では、子どもを取り巻く環境の変化を背景に、地域の子育て家庭に対する支援機能を明記した。家庭と地域社会と専門機関との連携の重要性から研修を通じた専門性の向上を記した。したがって、保育士養成の教育課程では、ソーシャルワーク機能や対人援助技術の向上、「保育原理」の充実が検討された。また、多様な保育ニーズ（乳児保育・延長保育・夜間保育・一時保育・虐待児等）への対応では、「乳児保育」「乳児保育Ⅱ」、「小児保健」「小児保健Ⅱ」等科目の充実・特別保育の推進と保育内容の工夫、児童相談所等専門機関との連携等が検討されたのである。

現行の改定は2008（平成20）年に行われ、ねらいや指針改定の主なポイントは前述したとおりである。それに伴う養成課程の変更点は、家族援助論や総合演習が新設、保育実習・保育実習指導の必修単位が増加、加えて小児栄養が授業形態変更となり一部実習の位置づけ等、実習が強化される傾向にあると言える。その

他名称変更や単位数の増減など指針の改定に伴い整理されていることがわかる。¹³

（2）新指針に対応した保育士養成課程の見直し

2018（平成30）年4月より、新指針が施行されることを受け、保育士養成課程の見直しが行われている。^{（注6）}ワーキンググループの検討の趣旨として「今後の保育士に必要となる専門的知識及び技術を念頭に置きつつ、保育士養成課程を構成する教科目（名称や授業形態、単位数に加え、目標や教授内容を含む）の見直しに向けた検討を行うこととする」が掲げられている。¹⁴また、論点として、①改定後の保育所保育指針において、乳児、1歳以上3歳未満児への保育について、それぞれ、ねらい及び内容が示されたことを踏まえ、関連する教科目（「乳児保育」等）の見直しや内容充実 ②改定後の保育所保育指針において、幼児教育を行う施設として共有すべき事項として、新たに「育みたい資質、能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などが示されたこと等を踏まえた、保育の内容に関する教科目（「保育内容総論」「保育内容演習」等）の内容充実、「保育の計画と評価」に関する教科目の検討 ③保育の活動全体を通じた「養護」の観点、「養護と教育」の一体的展開の重要性、安全な保育環境確保の要請等を踏まえた、関連する教科目の内容充実や再編 ④保護者と連携した「子どもの育ちの支援」という視点に立った、関連する教科目（「家庭支援論」「保育相談支援」「相談援助」等）の内容充実や再編、「子育て支援」に関する教科目の検討 ⑤保育士に係る現職研修の充実による資質・専門性の向上、他の専門職種との連携の必要性等を踏まえた、関連する教科目（「保育者論」等）の内容充実の5点が挙げられている。¹⁵

ワーキンググループの議論も踏まえながら、本学でも教科目等の検討が必要である。新指針では5つの改定の基本的な考え方の要点が示されている。要点の1つ目は、総則である。保育所の役割や保育の目標など保育所保育に関する基本原則を示した上で、「養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育指針全体にとって重要なものであることから、『養護に関する基本事項』を総則において記載する」とある。¹⁶

今回の改定において、「育みたい資質・能力」の3項目及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目が示されたが、保育所の役割や目標を鑑みて、新

指針においても、養護は保育所保育の基盤として重要視されていることがわかる。したがって、これまで同様、乳幼児期の子どもを教育するということは、養護が保障されてなしえるものだと言える。今回の指針の改定を受けて、指定保育士養成施設としての目的や性格が大きく変容するとは考えられない。それどころか、養護についてより重要視していく必要があると考える。

次章において、筆者らが担当する「保育内容総論」「領域人間関係」を取り上げ、養成校での授業内容について、新指針の改定を講義に盛り込んでいくべきかについて検討する。

第3章 保育士養成課程の指定科目（「保育内容総論」「領域 人間関係」）の教授内容の検討

「保育内容総論」「保育内容演習」は、2010（平成22）年「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」において新設された科目である。前章で述べた通り、告示化された現行指針が施行（2009年）された翌年に改正されている。本科目は「保育の内容・方法に関する科目」に位置づけられ、授業形態は演習とし

て開設された。その理由として、「『保育内容』を『保育内容総論』と『保育内容演習』に分ける。保育内容の全体的な構造や総体を理解した上で、養護と教育にかかわる領域について学ぶことが必要であるため、総論と内容演習の教科目を設定する」としている。^(注7)

（1）保育内容総論の教授内容について

1）本学での「保育内容総論」の講義概要

保育内容総論は、上述した改正理由にもあるように、保育内容の全体的な構造や総体の基本的理解が深められるよう、保育所保育指針や視聴覚教材等も活用しながら展開している。保育内容の基本を学ぶスタートとして（1 Semester）に位置づけ、本科目での学びが実習への期待につながるよう意識的に取り組んでいる。また、視聴覚教材等を取り入れ、保育所で生活する子どもの姿を映像でイメージしながら、保育実践を具体的に理解できるよう進めている。特に大切にしている乳幼児期の生活とあそびを理解することについて、ここでは以下2点について挙げる。

1つ目は、子どもの実態を地域社会や家庭の状況も含めて深く捉えることである。なぜなら子どもの実態を捉えて保育を考察することなしには、保育内容の全

表1 指定保育士養成施設の教科目教授内容

<p><科目名> 保育内容総論（演習・1単位）</p> <hr/> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所保育指針における「保育の目標」、「子どもの発達」、「保育の内容」を関連付けて保育内容を理解するとともに、保育指針の各章のつながりを読み取り、保育の全体的な構造を理解する。 2. 保育内容の歴史の変遷について学び、保育内容について理解する。 3. 子どもや子ども集団の発達の特性や発達過程を踏まえ、観察や記録の観点を習得し、保育内容を子ども理解との関わりについて学ぶ。 4. 子どもの生活全体を通して、養護（生命の保持、情緒の安定）と教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）が一体的に展開することを具体的な保育実践につなげて理解する。 5. 保育の多様な展開について具体的に学ぶ。 <hr/> <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育の基本と保育内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育所保育指針に基づく保育の基本及び保育内容の理解 (1) 保育の全体構造と保育内容 2. 保育内容の歴史の変遷 3. 保育内容と子ども理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの発達の特性と保育内容 (2) 個と集団の発達と保育内容 (3) 保育における観察 (4) 保育における記録 4. 保育の基本を踏まえた保育内容の展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 養護と教育が一体的に展開する保育 (2) 環境を通して行う保育 (3) 遊びによる総合的な保育 (4) 生活や発達の連続性に考慮した保育 (5) 家庭、地域、小学校との連携を踏まえた保育 5. 保育の多様な展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳児保育 (2) 長時間の保育 (3) 特別な支援を必要とする子どもの保育 (4) 多文化共生の保育

表2 本学におけるシラバス

授業のタイトル (科目名) 保育内容 (総論)	授業の種類 (講義・演習・実技・実習) 演習	授業担当者 高砂 朋子
授業の回数 15回	時間数(単位数) 1 単位	担当 1 セメスター
		卒業必修

[授業の目的・ねらい] 1. 保育所保育指針における保育の目標、発達過程、保育のねらい及び内容等を関連付けて保育の全体的な構造を理解する。2. 子ども集団の特性を踏まえ、保育の計画と記録の観点を学び、実習における指導計画の基本を学習する。3. 子どもの生活全体を通して、養護と教育が一体的に展開することを具体的な保育実践から理解し実習への期待につなげる。4. 保育環境と保育の多様な展開について具体的に学ぶ。5. 手あそび・ふれあいあそび・絵本の読み聞かせ等、保育文化に触れながら楽しく交流し、保育技術の基礎を習得して実演できるようになる。

[ディプロマ・ポリシー：子どもの育ちを支える人となる]

[授業全体の内容の概要] 授業の目的・ねらいを達成するため、子ども理解、発達過程、保育の計画、環境構成、援助のあり方等についての知識や理解が必要である。視聴覚教材等も使用して、具体的に学びながら子ども観・発達観・保育観の基礎を養う。発達・年齢にあった手あそび・ふれあいあそびの基礎を習得し、実習等で実践できるようにする。(教材 DVD 制作予定) また、子ども・保育に関する新聞記事をスクラップし考察する。

[授業修了時の達成課題 (到達目標)]

保育内容を多様な視点で総合的に学び、子ども理解や保育方法 (指導・援助) についての基礎を習得する。保育文化に触れ、楽しく交流しながらその基礎を実演できる。

[準備学習の内容]

共通テキストとして購入している、『指導計画の考え方・立て方』(萌文書林)の第1章・第2章を読んでおくこと。

[授業の日程と各回のテーマ・内容・授業方法] 本講義のオリエンテーションを行う。

- 1) 本講義のオリエンテーション 保育内容における「総論」の位置づけ 家庭と保育所・幼稚園
手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流 (先輩のDVD教材視聴) スクラップについて
 - 2) 保育の全体構造と保育内容の理解 1-① 視聴覚教材の視聴 (保育所の1日)
手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流
 - 3) 保育の全体構造と保育内容の理解 1-② 手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流
保育は「養護」と「教育」が一体的に展開し、遊びや生活を通して子ども達が体験しながら学ぶことを知る。
 - 4) 遊びによる総合的な保育 視聴覚教材の視聴 手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流
子どもの主体的な活動としての遊び、興味や関心を捉え遊びの楽しさを共有することなど、実践例を通して考える。
 - 5) 個と集団の発達と保育内容 視聴覚教材の視聴 手あそび・ふれあいあそびの交流
保育の中での子どもの発達を、相互関連で捉える。
 - 6) 子どもの発達の特性と保育内容 視聴覚教材の視聴 手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流
保育の中で一人ひとりの子どもの育ちを支えていく為に必要な「発達」の捉え方について、実践例を通して考える。
- [ゲストスピーカーを予定している]
- 7) 保育内容と子どもにそった「指導計画」のあり方 1 手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流
実習に向けて「指導計画」(部分実習)の基礎を学習する。*実習指導と連携する(共通テキスト『指導計画の考え方・立て方』活用)
 - 8) 保育内容と子どもにそった「指導計画」のあり方 2 手遊び・ふれあいあそび・絵本の交流
実習に向けて「指導計画」(部分実習)の基礎を学習する。また記録をとる意義を知り、記録方法と内容の基礎を学ぶ。
*実習指導と連携する(共通テキスト『指導計画の考え方・立て方』活用)
 - 9) 保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づく保育の基本及び保育内容の理解 手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流
 - 10) 子どもの活動と環境 1 環境を通して行う保育の理解 身近な自然とのかかわり (栽培活動)
視聴覚教材の視聴 (幼稚園における環境を通して行う保育)
 - 11) 子どもの活動と環境 2 環境を通して行う保育の理解 身近な自然とのかかわり (栽培活動)
 - 12) 保育の全体構造と保育内容の理解 2-① 視聴覚教材の視聴 (幼稚園の1日)
手あそび・ふれあいあそび・絵本の交流
 - 13) 保育の全体構造と保育内容の理解 2-②
生活や発達の連続性に考慮し、豊かな生活づくりと遊びの関係など環境を通して行う保育について考える。
 - 14) さまざまな保育課題と保育内容 保育所・幼稚園における多様な保育ニーズへの対応と現状
家庭、地域、小学校との連携を踏まえる 学んだことを具体化して子ども観・発達観・保育観の基礎を養う。
 - 15) 授業のまとめ・到達度の確認

試験)

【単位認定の方法及び基準】

【授業内評価】

- ・平常点評価 (30 %)
- ・到達度の確認 (70 %)
- ・授業内レポート (%)
- ・実技・作品発表 (%)

【試験】

- ・筆記試験 (%)
- ・レポート (%)
- ・実技試験 (%)
- ・面接試験 (%)

[使用テキスト] 講義内で必要なプリントを配布します。

[参考文献] 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定子ども園 教育・保育要領・保育小事典・『子どもと楽しむ手遊びわらべうた』『シリーズ 子どもと保育』0歳児～5歳児

【備考】

体的な構造や総体を理解できないと筆者は考えるからである。現行指針の改定の背景でも述べたが、長時間化している保育実態、家庭や地域の実情など子どもの現状を捉える視点が、保育の目標・計画・内容・方法を構造的に考えることにつながるという気づきを重視しているからである。そして発達過程を踏まえたとあそびや豊かな経験を保障するには、食事・睡眠等をはじめとする生活が基盤となり、乳幼児期の保育は生活全体を通して養護と教育を一体的に展開することが必要だという理解が可能となる。筆者はそのような学びが得られるよう授業を展開している。

2つ目は、「子どもが好き」という思いはあるが、まだ保育現場の実態を知らない学生の状況を鑑みて、保育内容の理解を深めるにあたり、学生自身が保育文化・児童文化に触れ、その楽しさを体験的に学習することにあると考えている。本科目では、児童文化財として無形である手あそびやふれあいあそび、有形なものは絵本の読み聞かせや感触遊びに取り組む等、まず学生自身が乳幼児期のあそびの魅力を経験的に実感できるよう進めていることである。そうすることで、乳幼児にとって身近で楽しい遊びとは何かという理解につなげたり、乳幼児期の発達等知識を深めたりできるよう展開している。

以上のように、子どもの生活や家庭と地域の実情を踏まえること、保育文化・児童文化の楽しさを体験的に理解すること等から始め、保育内容の基本的理解として乳幼児期の生活とあそびを学習できるよう取り組んでいる。講義概要にも記載しているように、学生が主体的・実践的に保育技術を習得するにあたり、毎講保育教材研究を主軸に展開しているところが筆者のシラバスの特徴だといえる。

2) 新指針における保育内容総論の捉え方

第3章の冒頭で述べたが、本科目の設置理由は「保育内容の全体的な構造や総体を理解した上で、養護と教育にかかわる領域について学ぶ」であった。本科目において、新指針改定を受け改めて乳幼児期の保育活動に必要な「養護」及び「養護と教育の一体性」に関する教授内容の充実が見直されていると捉えている。現行指針の改定理由として社会的背景を踏まえ質の高い保育が求められてきた。今改定の背景でも挙げられていることは、0歳～2歳の保育所利用数が増え、一方では子育て負担・児童虐待相談件数の増加等である。ここでは背景の動向について詳しく述べないが、そう

いった子どもの実態からも「養護」は、今後さらに重要な視点として捉えざるを得ない。そもそも乳幼児は身体的及び精神的に未熟であり、特別な保護及び世話を必要とする。そして乳幼児の最善の利益をもって保護及び養護を確保されることが重要である。また、指針では「養護と教育を一体とする保育」が重視されてきた。筆者は児童の権利宣言や子どもの権利に関する条約に基づいて「健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、子どもが自己を十分に発揮しながら活動できるようにすること」であると教授してきた。

しかし、ますます重要視しなければならない「養護」は、今改定において保育内容の章からは削除され、「養護に関する基本事項」として総則に位置付けられたことは大きな変更点だと捉えている。

文科省・厚労省は、「養護」の位置づけを変更した理由として、「養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育指針全体にとって重要なもの」「保育における養護は子どもの生命を保持し、その情緒の安定を図るための保育士等による配慮や働きかけを総称するもの」「保育士等が子ども一人ひとりの命を守り、情緒を安定させ乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう援助することは乳幼児期の保育において最大の原則」「乳幼児期の特性を踏まえ、保育所保育が教育的な機能を発揮する上で、養護を欠かすことはできない」と説明している。¹⁷また「1歳以上3歳未満の保育」に関するねらい及び内容が新指針では5領域編成されている。そのことにより教育的要素が強まり、乳児の保育が3歳以上の「幼児期の終わりまでに育てたい姿」に向けた保育の基礎として位置付けられ、言い換えれば「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に向けた保育が乳児期から展開されかねない。

鈴木¹⁸は乳児期の保育課題として、「子どもの育ち全体を見て、生活やあそびを工夫することが大切」だと説いている。そして「子どもの育ちとは、発達援助は勿論のこと、個々の子ども達の生活実態を見極めて、その時期にふさわしい基本的生活を確立できるよう保護者と共につくっていかなければならない」としている。また、幼児期の保育で大切なことの一つに、亀谷¹⁹は「乳児期に獲得した諸能力を土台に、自立した『自分』、自己意識をもった『自我』を確立していく。その『自我』を豊富化していく主要な活動があそびである。あそびを通して、あそびのなかで、さまざまなことがらを学んでいくといっても過言ではない。

したがって、保育者はあそびこそ『学び』の原点であることを再確認し、安心・安全で快適な場の中で、楽しく豊かなあそびができる環境設定を常に心がけることが求められる」と述べている。

上記のことから、乳幼児の生活とあそびを展開する保育には、まず子どもの育ちの全容を捉え、発達段階に沿ってきめ細やかに養護を捉えていく必要がある。そして子ども自身が安心できる環境の中で、情緒を安定させてあそびを通して学び、生きる力を獲得していくのである。

新指針では養護は重要であるとしながらも、年齢ごとの記載ではなく総則に一括して記載されている。このことにより各年齢における保育の基礎としての養護の具体的なあり方が見えにくくなり養護の軽視につながるのではないかと懸念される。加えて「子どもの発達」が削除されたことによって、発達段階に応じた保育のあり方やこれまでのように乳幼児期の発達を理解して保育に取りくんできた姿勢を後退させるのではないかと危惧される。改めて新指針の総則に明文化されたように、養護の重要性を説くならば、養護における情緒の安定はすべての年齢に必要な事項であり、発達に応じた養護のあり方を具体的に記載する必要がある。

「幼児期までに育ってほしい姿」は、小学校就学時の具体的な姿である。そういった子ども像が先に設定され、その姿に向かって「資質・能力」を育てていく保育を導くのではなく、保育士主導の「育ってほしい姿」に近づける保育をするのでもなく、現在を生きる子ども達の実態とその特性を捉えその姿から養護と教

育を一体的に捉えた育ちを保障する、そういった保育内容の理解を深める学びを本科目において展開する必要があると考える。今後保育者をめざして熱い思いを持って入学したばかりの学生らと大いに議論し、有資格者として子どもと共に育ちあう保育者を輩出していきたい。²⁰

(3) 領域「人間関係」の教授内容について

1) 本学での領域「人間関係」の講義概要

領域「人間関係」は、国の示す「保育内容演習」の中の5領域のひとつとして目標が示されている。

領域「人間関係」における授業では、「子ども理解」を深めるために実習での学びを中心に事例検討を多く取り上げ、学生の気付きを大切にしている。それぞれの年齢において人間関係を育む上で大切な事は何かを基礎学習とし、子どもの好きな遊びを学生同士で体験したり、保護者対応に重要なおたよりを作成するなど、実践を通しての学びを多く取り入れている。そして、「人間関係」を学ぶ中で、授業の学びだけでなく大学生活の中で、学生としての態度や行事の参加の仕方等も「どうあるべきか」に気づいてほしいという願いを持って向き合っている。保育という仕事は保育士の「子ども観」や「保育観」が大きく影響する。保育は人と人をつなぐ仕事であり、「人間関係」は人として生きていく上であらゆる分野にかかわってくる広い領域である。保育士を目指す学生も多様な人間関係の中で「自分らしさ」に気づき、自己肯定感をもって保育士として育ってほしいと願っている。

表3 指定保育士養成施設の教科目教授内容

<科目名>

保育内容演習（演習・5単位）

<目標>

1. 養護と教育にかかわる保育の内容が、それぞれに関連性を持ち、総合的に保育を展開していくための知識、技術、判断力を習得する。
2. 子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点から捉え、子ども理解を深めながら保育内容について具体的に学ぶ。

<内容>

以下の観点から、相互的に保育内容を理解する。

1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりである「養護」
 - ①子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、かつ快適に過ごすための生活援助
 - ②子どもを受容し、子どもが安心感をもって過ごすための援助やかかわり
2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊に展開されるための発達の援助である「教育（健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域）」
 - ②他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て人とかかわる力を養う「人間関係」の領域

※人間関係のみ抜粋

表4 本学におけるシラバス

授業のタイトル(科目名) 保育内容(人間関係)		授業の種類(講義・演習・実技・実習) 演習		授業担当者 永谷 孝代	
授業の回数	15回	時間数(単位数)	1 単位	配当	3 セメスター
				必修	
<p>[授業の目的・ねらい] 1. 乳幼児期の発達過程を知り、人間関係の形成の重要性を学び、説明できる。2. 現代の子ども達の状況を知り、人間関係を築いていく上で必要な指導のあり方を説明できる。3. 遊びやおたより作りを通じて、人間関係を深める具体的な方法を実演できる。</p> <p>[授業全体の内容の概要] ・領域「人間関係」が目指すもの ・人とのかかわりと乳幼児期の発達 ・あそびを通して生まれる人とのかかわり ・保育者の果たす役割 ・気になる子どもの保育 ・人とのかかわりの重要性を実践から検討、考察する。通信「クラスだより」を通して、子どもと保護者、保育者をつなぐ意味を理解する。レポートを提出する。</p> <p>[授業修了時の達成課題(到達目標)] 自らがグループ討議や具体的な取り組みに積極的に関わることで人間関係の重要性を理解し、子ども一人ひとりを大切にしながら、子ども集団の中で人とかかわる力を育てる保育者の役割について説明できる</p> <p>[準備学習の内容] 授業全体の内容を理解し毎回の事前学習に努める。日頃から身近な子どもの遊ぶ様子などを観察し、様々な年齢の子どもとの人間関係の広がりについて関心を高めておく。大学やクラスの取り組みに積極的に参加する。</p> <p>[授業の日程と各回のテーマ・内容・授業方法]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) オリエンテーション 講義の目的と進め方 「自分」を振り返ってみよう。 2) 保育における領域「人間関係」 保育所保育指針・幼稚園教育要領より、人間関係のねらいと内容を理解する 3) 子どもの生活と人とのかかわり① 3歳未満児の発達過程と人間関係 乳児期の人間関係(母子関係・愛着・基本的信頼関係を中心にして) 4) 子どもの生活と人とのかかわり② 3歳以上児の発達過程と人間関係 大人との基本的信頼関係・自己主張・自己抑制・個と集団 5) 遊びの中で育つ人間関係① 3歳未満児 子どもにとっての遊びの意義についてまとめ、子どもの発達と保育における遊びの重要性について具体例をもとに学習する 6) 遊びの中で育つ人間関係② 3歳以上児 遊びを通して育つ基本的な人との関わりや、遊びの中の様々な人との関わりを、具体例をもとに学習する 7) あそびの実践① あそびを体験する中で、保育者の働きかけについて学ぶ 8) あそびの実践② グループ活動・遊びがより一層楽しくなるように相談しながら発展させ体験する 9) 子どもの行動の理解と対応 ① 集団生活の中で気になる子どもの行動を具体的に取り上げ、その背景を理解し、現場での対応について学ぶ 10) 子どもの行動の理解と対応 ② 集団生活の中で気になる子どもの保育の工夫と保護者への対応を考える 11) 保護者と保育者のより良い関係づくり 保育所と家庭をつなぐ通信「クラスだより」の意味についてグループ討論 12) 保育の実践より①・・・保育実習の体験をもとに「クラスだより」を作成する 13) 保育の実践より②・・・「クラスだより」の作成および発表 14) 大人の人間関係と子どもの育ち、保育者の役割について 15) 授業のまとめ レポート作成 					
試験)		【単位認定の方法及び基準】			
<p>[使用テキスト] 講義内で必要なプリントを配布します。 必要に応じて授業でプリントを配布する 『幼稚園教育要領解説』文部科学省 フレーベル館 『保育所保育指針解説書』厚生労働省 フレーベル館</p>		<p>【授業内評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常点評価 (20%) ・到達度の確認 ()% ・授業内レポート (50%) ・実技・作品発表 (30%) 		<p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 ()% ・レポート ()% ・実技試験 ()% ・面接試験 ()% 	
<p>[参考文献] シリーズ子どもと保育0歳児～5歳児(かがわ出版) 保育内容・人間関係(株 みらい)・保育内容 人間関係(萌文書林)・ 乳児期の発達と生活・あそび(小さいなかま社)・ 幼児期の発達と生活・あそび(小さいなかま社)</p>		<p>【備考】 授業内で「マイアルバム」「クラス便り」を作成します。</p>			

2) 新指針における領域「人間関係」の捉え方

新指針の領域「人間関係」はどのように変更されたのだろうか。今回の改定では、「子どもの発達」の章がなくなり、「発達過程」という項目も削除された。そして、年齢の区分が「乳児、1歳3ヶ月未満から3歳未満、3歳以上」の3区分となっている。そして、1歳3ヶ月未満から3歳未満の区分にも5領域が明記

されたのが特徴である。

新指針の1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容は以下の通りである。

1歳以上3歳未満児で盛り込まれた5領域を保育所ではどのように保育に反映していくかが今後の課題となる。5領域に分けられたことで、「指導計画等に反映しやすい」と言う意見がある反面、まだまだ個人差

表5 新指針 領域「人間関係における」1歳以上3歳未満児の保育内容

人間関係	
他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う	
ねらい	1. 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる
	2. 周囲の子ども等へ興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
	3. 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く
内容	1. 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
	2. 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感を持って過ごす。
	3. 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりを持って遊ぶ。
	4. 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身に付ける
	5. 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く
	6. 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。
内容の取り扱い	保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立すると共に、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。 思いどおりにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情コントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助する事この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分でないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えていくこと。

の大きいこの年齢において、細分する事で、子どもの発達を細切れに見てしまわないかという懸念もある。例えば「人間関係」の項目も「ねらい」③では「保育所の生活の仕方に慣れ、決まりの大切さに気付く」とあるが、(ウ)内容取り扱いでは特に「きまり」については触れていない。1・2歳児は自我の芽生えから拡大へ、自分の世界が広がる時である。いっぱい自己主張しながら、それを受け止めてくれる大人がいることで、安心感や信頼関係が広がる。その信頼関係の中で他者を受け入れ、他者の気持ちの気付いていく時期であり、そのような発達特性を踏まえると、この年齢で「きまり」を強調することは適切でない。

3歳以上の項は大きく変更していないが、「工夫したり、協力したり」という文言がより強調されている。また、「様々な身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など」「外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ」の文言が削除された。また「人間関係」の内容取り扱いでは「保育士等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していく事が人と関わる基盤となることを考慮し、子どもが自ら周囲に働きかける事により多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやりとげる事の達成感や、前向きな見通しを持って自分で行うことの充実感を味わう事ができるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること」と前述の「育ってほしい姿」でも強調されていたが、「諦めずにやりとげる事」や「前向きな見通しを持って自分で行う」などがより強調されている。(新指針「幼児期の

終わりまでに育ってほしい姿」)

「諦めずやりとげる事の達成感を味わう取り組みを用意する」「前向きな見通しを持って自分で充実感を味わえるような取り組みを用意する」ことが人と関わる基盤を確立するために重要なことだろうか。「達成感」や「充実感」は重要な事であるが、本来、子どもの「達成感」や「充実感」は友達と目標を決め、話し合い、努力し、葛藤し、協力し合い、支えあいながら、日々の取り組みを重ねる中で、子どもの内面に沸き起こる感情であり、その感情を積み重ねていくことで、より豊かな意欲や感情がふくらんでいくものである。その過程では諦めてしまったり、前向きになれない経験もありうるが、そういったことも含めた過程の中で保育者や友達との人間関係が形成される。「やりとげる」「前向き」「充実感」を強調する事はそのような過程を軽視することにつながるのではないかと危惧される。

保育実践は意図的・計画的な営みであるが、遊びや活動といった保育内容は「ねらい」を達成するための手段ではない。保育士は毎日、子ども達の気持ちに寄り添いながら、行きつ戻りつしながら一緒に歩いていく。クラスの子ども達すべての発達を願うことは、一人ひとりの子どもに寄り添うことであり、決して、結果だけを追求するものではなく、そのプロセスが重要であると考えられる。

2017(平成29)年度の講義の中で保育実習に向かう2年生に今回の改定内容を伝え、比較する取り組みを行った。寄せられた感想(筆者が抜粋)をあげる。

- ・1歳3ヶ月以上3歳未満児に5領域が記載されたことは、保育をするために必要な事なので、とても大切だと思った。
- ・規範性を有する基準が明確になったと思う。
- ・育ってほしい姿では今まで「〇〇が望ましい」というイメージだったのに、「〇〇すべき」に変わってしまったように感じる。
- ・小学生でも自殺する子が多いと聞くので、社会性や自己主張を強くする方針はいいと思う。
- ・乳児、1歳以上3歳未満児の保育に関する記載が充実されたのはいいが、あまり記載を細かくしすぎて子どもの発達を大人たちが決めすぎて型にはめて成長させていくようにならないかと思う。大人（保育士）も型を気にしながら毎日の保育をしていかなければならないのは少ししんどい。
- ・⑧の項では「気持ちを持つ」と記述していて、現行のものより難易度が上がっているように感じ、大人でもこの内容ができない人がいるのに幼児にできるのかという疑問がある。
- ・保育所は遊びが中心だが、遊びを通しての教育や学びは保育所にもたくさんある。例えば、虫さがしや飼育など日常の遊びを通して、命の大切さや友だちとの関わり方などを学んでいる。

本学では「人間関係」の授業を2回生の前期授業で行うこともあり、保育所、幼稚園、施設実習を経て、実際に保育所の子供達との姿と来年自分が保育士として働く事を考えながら感想を書いている。新指針の「10の項目」は「幼児期の育ってほしい姿」としては、少し、課題が高いのではと感じている学生が多かった。こうした学生の気付きを大切に、仲間とともに学びあうプロセスを大切にしたい。

おわりに

新指針における問題点は、「幼児教育」の捉え方である。「育みたい資質・能力」「育ってほしい10の姿」をどのようにとらえ、保育所の子供像として反映させるかによって、保育内容は大きく変容する。筆者らは新指針で示された「幼児教育」は、新しい教育に取り組むと言うことではなく、現行指針で大切にしてきた「子どものありのまま」を受け入れ、「子どもの現在」の姿から発達していくプロセスを重視した保育を子どもに寄り添いながら丁寧に行っていくことであり、結果だけを追求するものになってはいけないと考

える。問題点の2つ目として、新指針では養護は重要であるとしながらも、年齢ごとの記載ではなく総則に一括して記載されていることにより各年齢における保育の基礎としての養護の具体的なあり方が見えにくくなり養護の軽視につながるのではないかと言うことである。養護における情緒の安定はすべての年齢に必要な事項であり、発達に応じた養護のあり方を具体的に記載する必要がある。

2018（平成30）年4月からの新指針の施行に伴って、それぞれの保育所で保育の振り返りが行われるだろう。「養護と教育を一体的」に行ってきた現行指針の中で、保育所では「養護」はもちろん「教育」の実践も積み上げてきている。「現在に生きる子ども」の「現在」から出発した保育内容の展開やプロセスを大切にしてきた現在の保育所での就学前の子どもの姿と、新指針が求める「育ってほしい子どもの姿」に乖離があるのかどうかの検証が大事である。また、「各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重される」とあるように、それぞれの保育所で積み上げてきた保育内容を大事にし、それを基盤により発展させていく事が必要だと考える。

本学は実習を軸に授業を展開している。また、体験学習を多く取り入れ、実習や体験を通して学生が見る子どもの姿からの保育所保育の基本の学びを深めている。新指針の求める「子ども像」や「保育内容」が保育所でどのように展開されていくのかは、今後の授業内容にも大きく影響していく。本学では実習を依頼している保育園とは年に1回懇談会を開催して連携を深めている。そうした機会を活かしてかして、保育士養成校として、お互いに保育の検証や今後の進め方など議論していくことが重要だと考えている。実習先の保育所の意見も取り入れながら、講義内容の検討を今後の課題としたい。

【引用文献及び参考文献】

- 1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2015年3月31日）
雇児発0331第29号
「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について
『指定保育士養成施設指定基準』」
- 2 厚生労働省「新待機児ゼロ作戦」について 2008年2月
27日 1. 趣旨
- 3 厚生労働省「新待機児ゼロ作戦」について 2008年2月
27日 3. 基本方針

- 4 宍戸健夫 2009年『実践の目で読み解く新保育所保育指針』 かもがわ出版 pp45-50
- 5 社会保障審議会児童部会保育専門委員会 「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」2016年12月21日 1 保育所保育指針の改定の方向性
- 6 無藤隆 2017年『ここが変わった 3 法令改訂（定）の要点とこれからの保育』 チャイルド社 p14
- 7 社会保障審議会児童部会保育専門委員会 「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」2016年12月21日 1 保育所保育指針の方向性（1）乳児・1歳以上3歳未満時の保育に関する事項
- 8 社会保障審議会児童部会保育専門委員会 「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」2016年12月21日 1 - （2）保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- 9 汐見稔幸 2017年『ここが変わった平成29年告示保育所保育指針まるわかりガイド』 チャイルド社 p17
- 10 宍戸健夫 2014年『テキスト乳児保育』 大阪保育研究所編
- 11 内閣府 文部科学省 厚生労働省 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 幼稚園教育要領 保育所保育指針 中央説明会資料』（平成29年7月） p72
- 12 久田敏彦 2013年『集団作りの見取り図を描く』 かもがわ出版 p129
- 13 保育士養成課程等検討会 第1回 2009（平成21）年
- 14 第8回保育士養成課程検討会「保育士養成課程等の見直しに向けた検討状況について」2017（平成29）年10月
- 15 渡辺一弘「保育内容総論の指導法についての検討－大分県の保育養成校の事例を中心に－」
- 16 内閣府 文部科学省 厚生労働省 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 幼稚園教育要領 保育所保育指針 中央説明会資料』（平成29年7月） p15
- 17 内閣府 文部科学省 厚生労働省 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 幼稚園教育要領 保育所保育指針 中央説明会資料』（平成29年7月） p15
- 18 鈴木佐喜子「第3章乳児期の発達と保育の課題」 亀谷和史編 2008年『現代保育と子育て支援－保育学入門』 八千代出版
- 19 亀谷和史 宍戸健夫 丹羽孝 2006年『現代保育論』 かもがわ出版 pp34-47
- 20 余公敏子 2015年「保育所保育に係る基準の変遷と保育課程に関する考察－幼稚園教育要領と保育所保育指針の関連及び保育課程の意味付けから－」『九州地区国

【脚注】

- 注1 「子どもと家族を応援する日本重点会議」内閣府 2007年 第6回少子化社会対策会議 が開催され関係大臣及び有識者から構成された会議
- 注2 厚生労働省「新待機児童ゼロ作戦」について 2009年2月27日
- 注3 「地方分権改革推進委員会」2006年地方分権改革推進法によって発足した首相の諮問機関
- 注4 無藤隆 文部科学省中央教育審議会教育改訂部会幼児教育部会主査、内閣府幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会座長・白梅大学
- 注5 汐見稔幸 厚生労働省社会保障審議会児童部会保育専門委員会委員長、白梅大学学長
- 注6 厚生労働省に設置された保育士養成課程等の検討会 2017年6月第1回目開催
- 注7 2010（平成22）年3月に提示された「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」は、2008（平成20）年11月に発足した「保育士養成課程等検討会」が6回にわたる議論をまとめたものである。保育士養成課程の改正内容として、教科目の配列、新設、名称変更や移行。単位の変更や実習要件の見直し等が明示された。また、各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」が改正された。

The Relationship between the Revision of Nursery Child Care Guideline and the Designated Subjects for Nursery Teacher Training Facilities

– Focusing on “Introduction to Childcare Contents” and “The Area of Human Relations” –

Tomoko Takasago*, Takayo Nagatani**

Abstract

Nursery Child Care Guidelines are to be revised in April, 2018. This study aims to examine what a child is expected to grow until the end of the early childhood, comparing the contents of new guidelines with those of the old ones. We shall propose to improve the school subject of childcare contents which are based on the state of children, integrating care and education. We also consider it is more important for nursery teacher training facilities to make their education based on what they have studied from the accumulated knowledge of day nurseries.

Key words: The revision of nursery child care guidelines, What a child is expected to grow until the end of the early childhood, the designated subjects for nursery teacher training facilities, Childcare Contents, the integration of care and education

*Osaka College of Social Health and Welfare
Contact Address : Tomoko takasago
〒590-0075 2-3-20 minamihanadaguchi-cho, Sakai-ku, Sakai-City, Osaka
Osaka College of Social Health and Welfare
Department of Child Care and Education
E-mail: t.takasago@kenko-fukushi.ac.jp
**Osaka College of Social Health and Welfare